

(目的)

第1条 日本物理教育学会は、会員の優れた研究業績を顕彰するために、本学会に学会賞制度を設ける。

(学会賞の種類)

第2条 学会賞として、日本物理教育学会賞と日本物理教育学会奨励賞を設ける。

- 2 日本物理教育学会賞は、物理教育に顕著な貢献をした会員の研究・実践を表彰する。
- 3 日本物理教育学会奨励賞は、会員の優れた研究や教育実践を表彰する。

(選考委員会)

第3条 学会賞選考等の学会賞に係る事項を審議し理事会に提案するため、学会賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学会賞の選考
- (2) 学会賞に関する事項
 - 2 学会賞の受賞者は委員の2/3以上の賛成をもって決する。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副会長 1名
- (2) 編集理事 1名
- (3) 会長が委嘱した委員 7名

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は第5条第3号の委員の中から会長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

第10条 本規定の改廃は、理事会の議決により行う。